

「思いやり駐車区画」の正しい利用

障がい者基幹相談支援センターだより



思いやり駐車区画とは

思いやり駐車区画は、障がい者や高齢者、妊産婦などの歩行や乗降が大変な方のために配慮された駐車場です。施設に近い位置に、車いすも横付けできる幅のスペースが設けられており、利用証の交付を受けた方が駐車できます。

これまでにも、いわゆる車いすマークを示して障がい者用駐車場として整備されたものはありましたが、「障がいのない方が駐車してしまって停められない」という声が多かったことから、このような仕組みが作られました。

ご協力をお願いします

思いやり駐車区画には、案内掲示や車いすマークが描かれています。利用証をお持ちでない方は、駐車をお控えください。誰もが安心して出かけられる社会の実現にご協力をお願いします。

県では公共施設を中心に、商業施設、病院、金融機関合わせて421施設（平成30年2月14日現在）に設置されていますが、思いやり駐車区画を整備いただける施設を常時募集しています。ご協力いただける場合

は、山梨県障害福祉課企画推進担当
 ☎0555(223)1460】へお問い合わせください。



思いやり駐車区画の案内表示

車いすが横付けできるように左右にスペースがあります

問合せ先

障がい者基幹相談支援センター

☎0555(262)1274

FAX 055(262)1276

Eメール

fukushi-shien@city.fuefuki.lg.jp